

農山漁村地域ブランディングプロジェクト業務委託提案競技に係る質問と回答

No.	質問		回答
	項目	内容	
1	基本仕様書2 目的	「農山漁村地域における農林水産業振興ビジネス検討業務委託」との関連、その成果は？関連する場合は、報告書を確認することはできるか	令和5年度～6年度に実施した「農山漁村地域における農林水産業振興ビジネス検討業務委託」と本事業に関連はありません。
2	基本仕様書4-(1) プロジェクト推進体制の構築	【参加事業者の選定について】今回のプロジェクトに参加し、商品開発を行う事業者の選定方法は決まっていますか？	本事業では、地域ブランド化の取組みに様々な形で関与する意欲のある生産者や商工業者等が参加できる体制づくりについて、プロジェクト参加者の募集、掘り起こしなども委託業務の範囲として提案事項としています。 なお、プロジェクト参加者の募集、掘り起こしや、地域との調整等の業務は、市と連携して実施することとします。
3	基本仕様書4-(1) プロジェクト推進体制の構築	プロジェクト体制の中に、現時点で参加が想定される生産者、商工業者の案があれば、ご教示いただきたい。特に、過去2年の事業で加工品開発を手掛け、今回の事業に参画すべき生産者や商工業者があればご教示いただきたい。	本事業では、地域ブランド化の取組みに様々な形で関与する意欲のある生産者や商工業者等が参加できる体制が重要と考えており、市として「想定される」、「参画すべき」と考える生産者・商工業者はありません。
4	基本仕様書4-(1) プロジェクト推進体制の構築	貴市が求める具体的なイメージをご教示ください。 (協議会等の事務局立ち上げ、参画メンバーによる定例の有識者会議を実施する、モデル事業者への伴走支援等)	各エリアにおいて、生産者や商工業者等をはじめ、地域の意見を反映しながら事業を推進していく体制や取組みについては提案事項としています。
5	基本仕様書4-(2) 地域の農水産物を使用した加工品開発等	4-(2).1行目にあるお土産として一定期間販売できる新たな加工品とありますが、具体的な期間は想定されていますでしょうか？	具体的に想定している期間はありませんが、お土産として販売するために一定期間の消費期限・賞味期限が必要と考えています。
6	基本仕様書4-(2) 地域の農水産物を使用した加工品開発等	4-(2).1行目にあるお土産の定義の中にその場での提供を前提とするようなテイクアウト品は想定されていますでしょうか？	飲食店等で提供されている食べ物などを持ち帰って店外で食べるようなテイクアウト品は想定していません。
7	基本仕様書4-(2) 地域の農水産物を使用した加工品開発等	志賀島及び北崎地区の農水産物とは、具体的にどのような農水産物を想定していますでしょうか。	本事業における加工品開発については、生産者や地域等の思いや意見を反映しながら進めることが重要と考えており、あらかじめ市が想定するものではありませんが、参考までに、志賀島及び北崎地区における代表的な農水産物は以下のようなものがあります。 【志賀島】 農産物＝あまおう、甘夏などの果樹等 水産物＝わかめ、サザエ等 【北崎地区】 農産物＝大根、スイカ、花き等 水産物＝牡蛎、鯛等 ※なお、両エリアともに、有機農業(多品種栽培)も行われています。
8	基本仕様書4-(2) 地域の農水産物を使用した加工品開発等	現時点でこの事業でブランディングすべき加工品があるか。それはなにか。	市として想定しているものではありません。
9	基本仕様書4-(3) 販売プロモーション催事の実施	4-(3).2行目にある販売プロモーション催事の回数における”各1回”はエリアを指すのでしょうか？開発した商品を指すのでしょうか？	”各1回以上”とは、志賀島をテーマにした販売プロモーション催事を1回以上、北崎地区をテーマにした販売プロモーション催事を1回以上という意味です。
10	基本仕様書4-(3) 販売プロモーション催事の実施	開発した加工品の販売ターゲットは、福岡市民という認識で良いでしょうか。	基本的には福岡市民を想定していますが、福岡市民に限定することを求めるものではありません。
11	基本仕様書4-(3) 販売プロモーション催事の実施	加工品の販売ターゲットは福岡市民だけか。市外についてはまったく考えなくてよいのか。	
12	基本仕様書4-(3) 販売プロモーション催事の実施	本取組において、KPI指標の設定はございますでしょうか。	販売プロモーション催事について、KPIの設定はありませんが、各エリアの地域ブランドとしての認知度向上に繋がるような取組みを求めます。
13	基本仕様書4-(3) 販売プロモーション催事の実施	催事日時、期間については、提案という認識で宜しいでしょうか。	その通りです。
14	基本仕様書4-(3) 販売プロモーション催事の実施	当日の商品販売、収支管理等は、事業者の責任という認識で宜しいでしょうか。(貴市へ売上返還の必要もないと認識しております。)	事業者責任での実施を想定しています。
15	基本仕様書6 委託における著作権等の権利の取扱い	委託で制作された物の中に、受託事業者自らが開発した加工品も含まれますでしょうか？	原則含まれます。権利等に係る疑義が生じた場合は市と協議のうえ決定することとします。
16	提案項目配点表 項目1 プロジェクト推進体制の構築 項目6 実施体制・事業スケジュール	〈項目1プロジェクト推進体制の構築〉に記載のある事業推進体制と〈項目6実施体制〉に記載のある実施体制の違いは何を指すのでしょうか？	項目1のプロジェクト推進体制は、各エリアにおいて、生産者や商工業者等をはじめ、地域の意見を反映しながら事業を推進していく体制や取組みについて提案してください。 項目6の実施体制は、すべての業務を統括する責任者(業務遂行責任者)を含めた受託事業社の業務遂行に係る体制を記載してください。
17	企画提案書作成要領2 項目(5)	「様式8 同種または類似業務の実績表」とはどちらになりますでしょうか。	記載に誤りがありました。正しくは「様式4同種または類似業務の実績表」です。
18	その他 補助金活用について	伴走支援対象者が使用できる補助金制度などは予定されていますでしょうか？ ※例:商品制作のための機械導入費や撮影費、パンフレットの印刷費等	本事業において補助金制度などは予定していません。また、質問の例にある撮影費、パンフレットの印刷費等は、基本仕様書4-(2)の「デザインや試作品の作成等の商品化に係る全般的な支援」業務に含まれますので、委託業務の範囲として対応してください。 なお、商品制作に必要な機械等は、原則、受託事業者自身や外部リソースの活用を想定しています。